証券コード　4770
平成28年６月８日

株　主　各　位

横浜市港北区新横浜三丁目１番１号
**図研エルミック株式会社**
代表取締役社長　朝　倉　　尉

# 第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

この度の熊本地震により被災されました株主の皆様には、心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　平成28年６月24日（金曜日）午前10時
**２．場　　所**　横浜市都筑区荏田東二丁目25番１号
株式会社図研　本社・中央研究所１階　図研ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
**３．目的事項**
**報告事項**　第39期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

**決議事項**
**第１号議案**　資本金の額の減少の件
**第２号議案**　取締役（監査等委員である者を除く。）４名選任の件
**第３号議案**　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.elwsc.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

## １．会社の現況に関する事項

### (1)　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当事業年度の我が国経済は、アメリカの利上げを受けた円高基調と、中国経済の減速鮮明化や新興国の成長鈍化により輸出型の加工組立産業の景況感が悪化したことに加え、今年１月の日本銀行によるマイナス金利政策が、期待される総需要拡大よりも金融業界への懸念が先行する結果となったため、全体としては当事業年度はじめに想定された経済成長率に届かず、不透明感が一層高まる状況となりました。

当社が属する情報通信・エレクトロニクス業界におきましては、イメージセンサー関連の能力増強投資が見られたことに加え、情報サービス各社が「モノのインターネット」であるIoT(Internet of Things)/M2M(Machine to Machine)の技術や人工知能への開発投資を積極化させ、さらにロボット関連や車載関連の要素技術への開発投資を拡大させたこともあり、業況は堅調に推移いたしました。

このような市場環境の中で当社は、通信ミドルウェア事業の単一セグメントでの事業形態として、この事業に経営資源を集中的に投下して経営基盤の強化に努めております。その中でIPセキュリティ分野においては、社会情勢を背景に監視カメラ/ネットワークカメラの需要がこれまで以上に高まっていることから、当社のミドルウェアに寄せられる商談も大型化し、車載通信分野においては、EthernetAVB対応ミドルウェアの新製品の販売を当事業年度から開始し、新しい車載ネットワークに向けた技術開発を加速させております。また、産業分野においてスマートハウス向けECHONET Liteミドルウェアの販路の拡大と製品の充実に力を注いでまいりました。

さらに販売面では、平成27年５月20日から開催された人とクルマのテクノロジー展や平成27年11月18日から開催された組込み総合技術展(ET2015)をはじめとする各種展示会に出展し、新製品・新技術を中心に積極的に拡販を行った結果、多くの商談につながっております。

この結果、当事業年度の売上高は、11億２百万円(前事業年度比4.2%増加)となりました。

損益面につきましては、製品の収益性向上に努めたことにより営業利益30百万円(前事業年度比114.1%増加)、経常利益31百万円(前事業年度比113.2%増加)、ここに特別利益の計上もあり、当期純利益39百万円(前事業年度比432.5%増加)となりました。

(研究開発)

当事業年度における研究開発活動は、リブウェア本部LW開発部及びゲートウェイ本部GW開発部において、TCP/IPのプロトコルスタッグを中心とした通信ミドルウェア製品等に係る基礎研究、応用研究及び工業化研究を行い、研究開発費として23百万円(対売上高2.2%、前事業年度比68百万円減少)を使用いたしました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は、開発用または業務用コンピュータのリース契約による導入ならびに展示会用デモ機の導入等に総額18百万円を投資いたしました。

③ 資金調達の状況

該当する事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はございません。

### (2) 財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第 36 期<br>平成24年度 | 第 37 期<br>平成25年度 | 第 38 期<br>平成26年度 | 第 39 期<br>(当事業年度)<br>平成27年度 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | 1,509 | 1,275 | 1,058 | 1,102 |
| 経常利益または経常損失(△)(百万円) | △46 | 15 | 14 | 31 |
| 当期純利益または当期純損失(△)(百万円) | △123 | 21 | 7 | 39 |
| 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△) | △19円69銭 | 3円45銭 | 1円18銭 | 6円28銭 |
| 総資産(百万円) | 904 | 815 | 863 | 823 |
| 純資産(百万円) | 567 | 589 | 596 | 635 |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

当社の親会社は株式会社図研で、同社は当社の株式2,539,690株（持株比率40.41%）を保有し、財務諸表等規則に規定する実質支配力基準に基づく親会社に該当いたします。

② 親会社等との間の取引に関する事項

1．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等である株式会社図研、株式会社ジィーサスとの取引に際しましては、少数株主の保護の観点から取引条件が他の取引先との間の同種取引と同様な適正条件であるかどうかを確認しております。

なお、株式会社ジィーサスは、当社代表取締役勝部迅也が代表取締役を兼任する兄弟会社です。

2．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、親会社等との取引に当たって当該取引の必要性に留意し、取引条件が他の取引先との間の同種取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害することはないと判断しております。

3．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当する事項はございません。

③ 重要な子会社の状況

該当する事項はございません。

④ その他

該当する事項はございません。

### (4) 対処すべき課題

当社が属する情報通信・エレクトロニクス業界におきましては、スマートフォンの普及に留まらず、「モノのインターネット」であるIoT(Internet of Things)の時代に突入しようとしております。

このモノをインターネットにつなぐ技術の発展により、離れたモノの状態をリアルタイムで知ることができるようになり、かつ離れたモノの操作がリアルタイムでできるようになると想定されます。つまり、インターネットそのものが、単なる通信手段としてではなく、あらゆるモノのコミュニケーションのための情報伝達路に移行していくと見込まれております。

このIoTの本質的な要素を技術的な視点から分析すると、相互接続されるモノ(製品)とネットワークを新たに構築していくことに他なりません。そのためIoTの技術開発のためには、IPプロトコルに変換するゲートウェイ技術をはじめとする組込システムが現在以上に重要な役割を担うこととなります。

このような技術環境にあって当社は、FAネットワークと監視カメラの連携のためのゲートウェイ技術をはじめとする新規分野に向けた製品・技術の強化拡大を図るとともに、現行技術の横展開による収益力の強化を行っていくことが対処すべき課題であると認識しております。さらに財務面では、当事業年度末時点で欠損となっている利益剰余金を填補し、貸借対照表の純資産の部の改善と充実を図っていくことが対処すべき課題であると認識しております。

なお、当社は、平成29年４月30日に会社設立40周年を迎えます。その時点で組込コア技術のリーディングカンパニーであることを実現すべく、強みである「つなぐ」「ながす」の通信ミドルウェアの要素技術の一層の強化をさらに推進し、経営基盤・財務基盤の充実に向け取締役、従業員が努力を重ねてまいりたいと考えております。

### (5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

| 区分 | 分野 | 内容 |
|---|---|---|
| 通信ミドルウェア事業 | ＩＰセキュリティ分野 | ミドルウェアライブラリ（「KASAGOシリーズ：TCP/IPプロトコルスタック」、「Ze-PROシリーズ：ONVIF、SIP、RTP」）、ビデオエンコーダー(Ze-Module Video Encoder) |
| | 車載通信分野 | ミドルウェアライブラリ（「Ze-PROシリーズ：MirrorLink、EthernetAVB」） |
| | 産業分野 | ミドルウェアライブラリ（「KASAGOシリーズ：ECHONET Lite」、「Ze-PROシリーズ：F/S Gateway」）、Ze-PRO F/S EVA評価キット、ハードウェアIP（YAMAME TOE Lite「YAMAMEシリーズ」）、無線LANモデム「Ze-Module WLAN」、通信ボード、産業用エミュレーター、通信制御システム構築ツール「SoftComGEM」、IPsec暗号化モジュール「IP-Cipher」 |

### (6) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

| 事業所名 | 所在地 |
|---|---|
| 本社 | 横浜市港北区 |
| 大阪営業所 | 大阪市淀川区 |

### (7) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 65名（１名） | ２名減（０名） | 42.3歳 | 10.4年 |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況**（平成28年３月31日現在）

該当する事項はございません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社が関与する訴訟は、平成26年３月14日に株式会社情報システム総合研究所から提起された損害賠償請求訴訟と、平成27年４月20日に同社に対し当社が提起した業務委託代金請求訴訟があり、平成28年３月31日現在、双方とも東京地方裁判所において口頭弁論が続いております。

## ２．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1)　発行可能株式総数　　21,200,000株

(2)　発行済株式の総数　　6,284,944株

(3)　株主数　　3,093名

(4)　大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 株式会社図研 | 2,539,690株 | 40.41% |
| 木塚修一 | 216,600 | 3.45 |
| MSIP CLIENT SECURITIES<br>(常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社) | 175,400 | 2.79 |
| 木塚たか子 | 102,400 | 1.63 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 98,400 | 1.57 |
| 大阪中小企業投資育成株式会社 | 96,912 | 1.54 |
| Deutsche Bank AG London 610<br>(常任代理人　ドイツ証券株式会社) | 93,464 | 1.49 |
| 江平文茂 | 91,200 | 1.45 |
| 野口治雄 | 87,200 | 1.39 |
| 松田一之 | 80,000 | 1.27 |

（注）持株比率は自己株式（70株）を控除して計算しております。

## ３．会社の新株予約権等に関する事項

(1)　当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当する事項はございません。

(2)　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況

該当する事項はございません。

(3)　その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はございません。

## ４．会社役員に関する事項

(1)　取締役の氏名等（平成28年３月31日現在）

| 地　　位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長 | 勝　部　迅　也 | 株式会社図研　代表取締役副社長<br>図研ネットウエイブ株式会社　代表取締役<br>株式会社ジィーサス　代表取締役 |
| 代表取締役社長 | 朝　倉　　尉 | |
| 取　締　役 | 下　条　雅　人 | ゲートウェイ本部長 |
| 取　締　役 | 江　口　慎　一 | 管理本部長 |
| 常勤監査等委員である取締役 | 西　　伸　孝 | |
| 監査等委員である取締役 | 木　村　廣　隆 | |
| 監査等委員である取締役 | 相　馬　粛　一 | 株式会社図研　取締役<br>株式会社キャドラボ　取締役 |

（注）１．平成27年６月24日開催の第38回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。
２．監査等委員である取締役西伸孝氏、木村廣隆氏及び相馬粛一氏は、平成27年６月24日開催の第38回定時株主総会において監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
３．監査等委員である取締役西伸孝氏は、平成27年６月24日開催の第38回定時株主総会終了後に開催された監査等委員会において、監査等委員の互選により常勤監査等委員に就任いたしました。なお、当社では、常勤者の有する高度な情報収集力及び内部統制システムの活用や、会計監査人及び内部監査部門等との連携を密に図るとともに、業務執行取締役とのコミュニケーションを円滑にして監査等委員会の職務執行の円滑化を図り、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、常勤監査等委員を選定しております。
４．監査等委員である取締役西伸孝氏及び木村廣隆氏は、社外取締役であります。
５．社外取締役西伸孝氏及び木村廣隆氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．監査等委員である取締役西伸孝氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査等委員である取締役西伸孝氏は、長年に亘り上場企業の財務部長として、財務業務に携わってきた豊富な経験に加え、上場企業の監査役の経験も有しております。

(2)　事業年度中に退任した監査役

| 氏　　名 | 退　任　日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|---|
| 森　尾　　稔 | 平成27年６月24日 | 任期満了 | 監査役（社外監査役）<br>有限会社MOTコンサルティング　代表取締役<br>サイノス株式会社　代表取締役会長<br>株式会社横浜銀行　取締役（社外取締役） |
| 西　　伸　孝 | 平成27年６月24日 | 任期満了 | 常勤監査役（社外監査役） |
| 木　村　廣　隆 | 平成27年６月24日 | 任期満了 | 監査役（社外監査役） |

(3)　責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役（社外取締役）西伸孝氏、監査等委員である取締役（社外取締役）木村廣隆氏及び監査等委員である取締役相馬肅一氏の３氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4)　取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区　　分 | 員　　数 | 報酬等の総額 |
|---|---|---|
| 取締役（監査等委員である者を除く。） | 3名 | 35百万円 |
| 監査等委員である取締役<br>（うち社外取締役） | 2名<br>(2名) | 4百万円<br>(4百万円) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 3名<br>(3名) | 2百万円<br>(2百万円) |
| 合計<br>（うち社外役員） | 8名<br>(5名) | 42百万円<br>(6百万円) |

（注）１．上記には、当事業年度中に退任した監査役を含めております。
なお、当社は、平成27年６月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

２．当事業年度末現在の取締役（監査等委員である者を除く。）は４名、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役は２名）であります。上記取締役（監査等委員である者を除く。）及び監査等委員である取締役の支給員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役（監査等委員である者を除く。）ならびに監査等委員である取締役がそれぞれ１名ずつ存在しているためであります。
なお、合計に記載された人数は延べ人数であり、実際の人数は６名（３名）であります。
また、上記監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

３．取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

４．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成21年６月24日開催の第32回定時株主総会において、年額200百万円以内と定めた固定枠と、前事業年度の当期純利益の４％以内（上限20百万円とし、社外取締役には支給しない。）と定めた変動枠の合計額（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬限度額は、平成27年６月24日開催の第38回定時株主総会において、年額200百万円以内と定めた固定枠と、前事業年度の当期純利益の４％以内（上限20百万円とし、社外取締役には支給しない。）と定めた変動枠の合計額（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

５．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年６月24日開催の第38回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。

６．監査役の報酬限度額は、平成12年６月13日開催の第23回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・該当する事項はございません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・該当する事項はございません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会・監査等委員会への出席状況

| | 取締役会（17回開催） | | 監査役会・監査等委員会（13回開催） | |
|---|---|---|---|---|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 監査等委員である取締役 西伸孝 | 13回 | 100% | 10回 | 100% |
| 監査等委員である取締役 木村廣隆 | 13 | 100 | 10 | 100 |
| 監査役 西伸孝 | 4 | 100 | 3 | 100 |
| 監査役 木村廣隆 | 4 | 100 | 3 | 100 |

（注）当社は、平成27年６月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。西伸孝氏及び木村廣隆氏は、同日付で監査役を退任し、監査等委員である取締役に就任しております。

・取締役会及び監査役会または監査等委員会における発言状況

監査等委員である取締役西伸孝氏は、上場企業において財務業務の豊富な経験に加え、上場企業の監査役の経験を有しており、上場企業の監査役の見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言及び内部統制構築に当たり助言・提言を行っております。また、監査等委員会において内部監査及び経理処理等について適宜、必要な提言を行っております。

監査等委員である取締役木村廣隆氏は、上場企業の連結子会社において取締役及び監査役の経験を有しており、上場企業の連結子会社の監査役の見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において内部監査等について適宜、必要な提言を行っております。

なお、両氏ともに監査等委員会設置会社移行前の監査役会においても監査等委員会同様の提言を行っております。

## ５．会計監査人の状況

(1)　名称　　新日本有限責任監査法人

(2)　報酬等の額

| | 支　　払　　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 17百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17百万円 |

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3)　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(4)　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5)　会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①　処分対象

新日本有限責任監査法人

②　処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３ヶ月
（平成28年１月１日から平成28年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③　処分の理由

・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

## ６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、大切な資本をお預かりさせていただいた株主の皆様に対し、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、当事業年度の業績や資金収支を総合的に判断し利益還元を実施することを基本方針としております。

また、当社の事業は技術革新の激しい情報通信・エレクトロニクス業界に属しているため、内部留保につきましては、将来に亘り恒久的に業績の向上を図っていくための長期的視野に立った研究開発や人材育成に有効活用してまいります。

当事業年度におきましては、黒字基調は定着し、さらに特別利益の計上もありましたが、繰越欠損金の解消に至っておりませんので、遺憾ながら期末配当を無配とさせていただきます。

株主の皆様方の平素のご支援とご期待にお応えできず、誠に遺憾ではございますが諸事情ご賢察のうえ、ご理解賜りたく存じます。

全社を挙げて早期の復配を果たすべく努力を重ねてまいります。

## 7．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念に基づいた企業行動指針を制定しその遵守を図る。

取締役会については、取締役会規則に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

また、当社は業務執行全般に亘り適宜、弁護士、税理士、社会保険労務士等社外の専門家の助言、支援を受けることとする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の係わりを持たず、また、不当な要求を断固として拒絶することを改めて明確化する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、文書については、法令及び社内規程に従い適切な保存及び管理を行う。

また、取締役は必要に応じて随時これを閲覧することができる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれ自己の担当領域において、リスク管理体制を構築する責任と権限を有する。

代表取締役は、全社のリスク管理を統括する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．取締役会を毎月一回定時に開催する他、必要に応じて適宜開催する。

2．取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程等関連規程に基づいて効率的に進める。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．コンプライアンス体制の基礎として企業行動指針を企業行動のガイドラインとする。

取締役は、自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理する。

２．内部監査室は、コンプライアンスの全社的な部署として独立した組織として位置づけ、監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
３．コンプライアンス体制の万全を期するため、顧問弁護士事務所を内部通報窓口に選定し、その責任者は通報があった場合、適宜取締役会及び監査等委員会に報告して、違法・不当行為の未然防止と早期発見に努め、独立・中立的立場から内部統制システムを担保する。また、内部通報制度規程を制定し、社内に開示することで、その連絡先と通報相談処理体制を明らかにし、かつ通報者の保護を行う。

⑥ 当社及びその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
１．親会社の企業理念・指針は、当社においてもこれを共有・実践する。
２．当社内部監査室は、業務の適正を確保するための規程等を整備・運用し、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告する。
３．親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保するとともに、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
１．監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員会の職務を補助するための監査等委員会補助者を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととする。
２．監査等委員会補助者は、その職務に関しては、取締役（監査等委員である者を除く。）等の指揮、命令を受けないものとし、その任命、解任等については監査等委員会の同意を得ることとする。
３．監査等委員会補助者は、監査等委員会との連携を密にし、監査等委員会の指示に従いその職務を行う。

⑧ 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
１．取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに報告する。

２．取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
３．取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。
４．当社は、監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、内部通報制度規程で定める「通報者等の保護」に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

１．監査等委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。）との連携を密にし、意思の疎通を図る。
２．監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会等を開催し、その連携を密にする。

（注）平成27年６月24日開催の取締役会の決議により、内容を一部改訂しており、上記の基本方針は当該改訂がなされた後のものです。主な改訂内容は次のとおりです。

当社は、平成27年６月24日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、所要の変更を行うとともに、「取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」へ新たに⑧１．を追加いたしました。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制に基づき、体制の整備及び適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　コンプライアンスに対する取組の状況

当社は、企業行動指針を制定し、社内イントラへ掲載し当社の役員及び従業員一人一人が随時確認できる環境を整備するとともに、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、インサイダー取引防止に関する規程等を定め、社内イントラへ掲載し周知を継続しております。また、インサイダー取引規制セミナーへ参加し、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、取締役は自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理しております。

コンプライアンス体制の万全を期するため、内部通報制度規程を制定し、社内イントラへ掲載し周知を継続しております。さらに、内部通報制度規程により通報者が保護されるよう体制を整備しております。

②　職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組の状況

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である者を除く。）４名、監査等委員である取締役３名（うち社外取締役は２名）の合計７名で構成され、月１回の定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて適宜開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、取締役会規則、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程により、経営陣に対する委任範囲を定め、取締役会、代表取締役、取締役等に対して、決定、承認等に関する権限を明確に定め、効率的に業務執行を行っております。

③　損失の危険の管理に対する取組の状況

当社は、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会はコーポレート・ガバナンス体制の運用が有効に行われているか監督しております。

また、情報セキュリティ基本方針を定め、社内イントラへ掲載し、情報セキュリティ管理体制を確立しております。また、情報の保存管理は、法令及び文書管理規程等関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行い、廃棄の際には、溶解処理等により再生不可能とする処分方法により廃棄する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取組を行っております。

④　監査等委員会の職務の実効性の確保に対する取組の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役３名（うち社外取締役は２名）で構成され、原則月１回の監査等委員会を開催するとともに、監査等委員である取締役のうち社外取締役１名が常勤し、監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に基づき取締役会の他社内の重要な会議に出席し、また、業務執行取締役と常時意見交換を行い、さらに稟議書等を随時閲覧することにより、内部統制システムを通じ適法性及び妥当性の観点から監査を行い、監査等委員会を核とした経営監視体制をとっております。

監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受ける他、内部監査部門との連携を密にし、効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

なお、内部監査部門は、年間の監査計画に基づき各部門の内部監査を実施し、監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告しております。

⑤　反社会的勢力排除に対する取組の状況

当社は、反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度で臨み、当該勢力との取引関係その他一切の関係を遮断していくことを基本方針としております。係る方針の下、管理本部を対応統括部署として、神奈川県企業防衛対策協議会に加入する等、警察をはじめとする外部の専門機関とも緊密な連携関係を構築しつつ、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努める他、対応マニュアルの整備等、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を推進しております。

## ８．会社の支配に関する基本方針

該当する事項はございません。

# 貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 【流動資産】 | 764,870 | 【流動負債】 | 173,262 |
| 現金及び預金 | 249,167 | 買掛金 | 52,324 |
| 受取手形 | 31,209 | 未払金 | 9,410 |
| 売掛金 | 390,588 | 未払費用 | 8,965 |
| 有価証券 | 63,192 | 未払法人税等 | 9,694 |
| 商品及び製品 | 12,140 | 未払消費税等 | 12,809 |
| 仕掛品 | 812 | 預り金 | 2,498 |
| 原材料 | 1,682 | 前受収益 | 19,308 |
| 前払費用 | 10,589 | リース債務 | 1,924 |
| 未収入金 | 13 | 賞与引当金 | 44,923 |
| その他 | 5,573 | 製品保証引当金 | 11,402 |
| 貸倒引当金 | △100 | 【固定負債】 | 14,440 |
| 【固定資産】 | 58,781 | 長期前受収益 | 2,325 |
| （有形固定資産） | 14,116 | リース債務 | 3,526 |
| 建物 | 4,138 | 繰延税金負債 | 584 |
| 工具器具備品 | 4,952 | 退職給付引当金 | 2,998 |
| リース資産 | 5,025 | 資産除去債務 | 5,005 |
| （無形固定資産） | 26,416 | 負債合計 | 187,703 |
| 商標権 | 164 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 21,088 | 【株主資本】 | 635,948 |
| 電話加入権 | 5,164 | （資本金） | 1,202,036 |
| （投資その他の資産） | 18,247 | （資本剰余金） | 81,886 |
| 投資有価証券 | 3,500 | 資本準備金 | 81,886 |
| 敷金・保証金 | 2,363 | （利益剰余金） | △647,924 |
| 会員権 | 530 | その他利益剰余金 | △647,924 |
| 破産更生債権等 | 2,498 | 繰越利益剰余金 | △647,924 |
| 長期未収入金 | 11,206 | （自己株式） | △49 |
| 貸倒引当金 | △1,850 | 純資産合計 | 635,948 |
| 資産合計 | 823,651 | 負債・純資産合計 | 823,651 |

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

# 損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | 1,102,942 |
| **売上原価** | | 579,425 |
| **売上総利益** | | 523,517 |
| **販売費及び一般管理費** | | 493,123 |
| **営業利益** | | 30,393 |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 77 | |
| 助成金収入 | 1,577 | |
| 受取手数料 | 116 | |
| その他 | 23 | 1,795 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 91 | |
| 支払手数料 | 114 | |
| 為替差損 | 179 | 385 |
| **経常利益** | | 31,803 |
| **特別利益** | | |
| 投資有価証券売却益 | 16,932 | 16,932 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 0 | 0 |
| **税引前当期純利益** | | 48,735 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 9,513 | |
| 法人税等調整額 | △231 | 9,281 |
| **当期純利益** | | 39,454 |

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

# 株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成27年４月１日期首残高 | 1,202,036 | 81,886 | 81,886 | △687,378 | △687,378 | △49 | 596,493 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 39,454 | 39,454 | | 39,454 |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | 39,454 | 39,454 | － | 39,454 |
| 平成28年３月31日期末残高 | 1,202,036 | 81,886 | 81,886 | △647,924 | △647,924 | △49 | 635,948 |

| | 純資産合計 |
|---|---|
| 平成27年４月１日期首残高 | 596,493 |
| 事業年度中の変動額 | |
| 当期純利益 | 39,454 |
| 事業年度中の変動額合計 | 39,454 |
| 平成28年３月31日期末残高 | 635,948 |

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

**個別注記表**

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商　　品　　移動平均法による原価法

製品・仕掛品・原材料　　主に総平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に定める定率法

（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）

② 無形固定資産　　法人税法に定める定額法。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員賞与の支出に備えるため、翌事業年度支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

③ 製品保証引当金は、製品等の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、将来支給予定額を計上しております。なお、平成19年４月１日をもって、退職一時金制度を凍結しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の処理方法は税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　100,566千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権　21千円

関係会社に関する短期金銭債務　108千円

(3) 偶発債務

（訴訟）

当社が株式会社情報システム総合研究所から受注し、平成23年から平成25年までに開発・納入した成果物に関連して損害が生じたとする訴訟（以下、本訴という）が同社を原告、当社を被告として平成26年３月14日に東京地方裁判所へ提起されております。その損害賠償請求額は、訴状ならびに平成28年３月９日に原告から提出された訴えの変更申立書により136百万円から138百万円となっております。

当社といたしましては、これまで開かれた本訴の14回の口頭弁論の中で当社の正当性を一貫して主張しております。

一方で当社が本訴原告から支払を受けていない当該業務委託に関する債権11百万円と支払を受けるまでの遅延損害金の支払を求める業務委託代金請求訴訟（以下、反訴という）を、平成27年４月20日に東京地方裁判所へ提起いたしました。

現在は、本訴、反訴の口頭弁論が同時に行われております。

なお、現時点では、本件訴訟が当社に与える影響を合理的に見積ることは困難であります。

３．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

その他の営業取引高　34,677千円

(2) 研究開発費の総額　23,800千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式　6,284,944株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　70株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 594千円 |
| 退職給付引当金 | 914千円 |
| 賞与引当金 | 13,701千円 |
| 製品保証引当金 | 3,477千円 |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | 1,400千円 |
| たな卸資産評価損 | 5,210千円 |
| 資産除去債務 | 1,526千円 |
| 減損損失 | 38千円 |
| 投資有価証券 | 240千円 |
| ゴルフ会員権 | 5,078千円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 529,785千円 |
| その他 | 4,365千円 |
| 繰延税金資産小計 | 566,334千円 |
| 評価性引当額 | △566,334千円 |
| 繰延税金資産合計 | －千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △584千円 |
| 繰延税金負債合計 | △584千円 |
| 繰延税金負債の純額 | △584千円 |

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等を中心に行っており、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 249,167 | 249,167 | － |
| (2) 受取手形 | 31,209 | 31,209 | － |
| (3) 売掛金 | 390,588 | 390,588 | － |
| (4) 有価証券 | 63,192 | 63,192 | － |
| (5) 買掛金 | (52,324) | (52,324) | － |
| (6) 未払金 | (9,410) | (9,410) | － |

(*) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券

有価証券に含まれているマネー・マネージメント・ファンドとフリー・ファイナンシャル・ファンドは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 買掛金、(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額3,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　101円19銭

(2) １株当たり当期純利益　6円28銭

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年５月２日

図研エルミック株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 安田　弘幸 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤　恭治 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 櫛田　達也 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、図研エルミック株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査等委員会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月６日

図研エルミック株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）　西　　伸　孝　㊞

監 査 等 委 員（社外取締役）　木　村　廣　隆　㊞

監 査 等 委 員　相　馬　粛　一　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　資本金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性を向上させることを目的として、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その減少額を「その他資本剰余金」に振り替えることとするものであります。

なお、本議案は、貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目の振り替え処理であり、純資産額に変動を生じるものではなく、さらに発行済株式総数、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

１．減少する資本金の額

当社の資本金の額1,202,036,093円のうち702,036,093円を減少し、減少後の資本金の額を500,000,000円といたしたいと存じます。

２．資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額702,036,093円の全額を「その他資本剰余金」に振り替えることといたしたいと存じます。

３．資本金の額の減少が効力を生ずる日

平成28年８月１日

**第２号議案**　取締役（監査等委員である者を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会より各取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は、業務執行状況等を踏まえ、指摘するべき点はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 勝部迅也（かつべじんや）<br>(昭和17年10月13日生) | 昭和57年１月　株式会社図研入社営業部長<br>昭和59年１月　同社取締役営業本部長<br>平成２年４月　同社常務取締役経営管理本部長<br>平成７年６月　同社専務取締役経営管理本部長<br>兼海外事業本部長兼技術本部長<br>平成11年４月　同社専務取締役（最高執行責任者）<br>平成16年６月　同社代表取締役副社長<br>（現任）<br>平成18年４月　図研ネットウエイブ株式会社<br>代表取締役<br>（現任）<br>平成21年６月　当社取締役会長<br>平成21年９月　当社代表取締役会長<br>（現任）<br>平成24年10月　株式会社ジィーサス代表取締役<br>（現任） | 0株 |
| | 候補者とした理由等<br>親会社である株式会社図研の代表取締役副社長であり、永年の経営者としての豊富な経験と客観的な見地から経営上の助言を行うとともに、ガバナンス・収益力向上等経営全般に対する監督を適切に行っております。企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 2 | 朝倉 尉（あさくら じょう）<br>(昭和45年２月９日生) | 平成５年４月　株式会社図研入社<br>平成19年４月　同社SoC事業部イノベーション営業部統括マネージャー<br>平成19年10月　同社SoC事業部事業部長代理<br>平成20年６月　当社取締役<br>平成21年６月　当社取締役営業本部担当<br>平成22年１月　当社取締役副社長<br>平成22年６月　当社代表取締役社長<br>（現任） | 10,000株 |
| | 候補者とした理由等<br>平成22年より代表取締役社長として事業構造改革を強いリーダーシップで実施し、また、高い識見から取締役会議長として、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めております。持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | |
| 3 | 下条 雅人（しもじょう まさと）<br>(昭和45年３月22日生) | 平成２年４月　大洋電機通信株式会社入社<br>平成８年10月　株式会社ジール入社<br>平成11年３月　当社入社<br>平成17年４月　当社営業部エンベデッドグループ担当部長<br>平成21年４月　当社マーケティング部長<br>平成22年４月　当社マーケティング本部長<br>平成22年10月　当社リブウェア事業部長<br>平成23年６月　当社取締役リブウェア事業部長<br>平成24年８月　当社取締役ビジネス統括本部長<br>平成25年４月　当社取締役営業本部長<br>平成25年10月　当社取締役リブウェア統括本部長<br>平成26年４月　当社取締役事業統括<br>平成27年４月　当社取締役事業戦略室長<br>平成27年10月　当社取締役ゲートウェイ本部長<br>（現任） | 4,900株 |
| | 候補者とした理由等<br>営業部門において深い知識・豊富な経験を有し、新規ビジネスを早期に立ちあげる戦略の観点から当社の経営を担っております。持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 4 | 江口慎一（えぐちしんいち）<br>(昭和37年９月５日生) | 昭和62年４月　株式会社ソディック入社<br>平成21年１月　同社内部統制・法務文書管理室長<br>平成22年３月　当社入社管理部長<br>平成23年４月　当社管理本部長<br>平成25年６月　当社取締役管理本部長<br>（現任） | 1,000株 |
| | 候補者とした理由等<br>管理部門において深い知識・豊富な経験を有し、コンプライアンス及びリスクマネジメントの観点から当社の経営を担っております。経営基盤強化と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | |

（注）１．候補者勝部迅也氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である株式会社図研の代表取締役副社長であり、同社と当社との間には製品の販売、サービスの購入及び事務所の賃借等の取引関係があります。
２．上記以外の各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

**第３号議案**　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、監査等委員会より補欠の監査等委員である取締役候補者は、監査等委員会監査基準の定めに基づく、補欠の監査等委員である取締役候補者の選定基準の要件を満たしており、指摘するべき点はない旨の意見表明を受けております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|
| 永石一郎（ながいしいちろう）<br>（昭和18年１月30日生） | 昭和47年４月　弁護士登録<br>昭和51年９月　永石一郎法律事務所開設所長<br>（現任）<br>平成13年６月　株式会社東京三菱銀行<br>（現株式会社三菱東京UFJ銀行）<br>監査役（社外監査役）<br>平成13年７月　株式会社中川誠光堂<br>（現株式会社MMコーポレーション）<br>監査役（社外監査役） | 0株 |
| 候補者とした理由等<br>弁護士として培われた高度な専門的知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、その知識等を当社の監査体制に反映していただくため、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。 | | |

（注）１．永石一郎氏の所属する永石一郎法律事務所と当社との間には、法律業務委託等の取引関係がありますが、その額は年間10百万円未満であり、同氏の監査等委員である取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。

２．永石一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．永石一郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

４．永石一郎氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で、会社の経営に関与したことはありませんが、専門的知識と長年の豊富な経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

５．永石一郎氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

（参考）社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性につきまして、実質的に一般株主との利益相反が生じる恐れがあるか否かにより判断することを方針としております。この方針の下、当社は、社外取締役が次の基準に該当する場合には、独立性はないものと判断しております。

１．当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
２．当社の主要な取引先またはその業務執行者
３．当社から役員報酬以外に年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
４．過去５年間において上記１～３に該当していた者
５．上記１～３に該当する者（重要な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
６．当社または当社の親会社、兄弟会社の取締役（社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）もしくは重要な従業員である者の配偶者または二親等以内の親族

（注）上記１の「主要な取引先」とは「直近事業年度におけるその者の連結売上高の５％以上の支払を当社に対して行った者」をいい、また、上記２の「主要な取引先」とは「直近事業年度における当社の売上高の５％以上の支払を当社から受けた者」をいいます。

以　上

メ　　モ

# 第39回定時株主総会会場ご案内図

株式会社図研　本社・中央研究所１階　図研ホール

横浜市都筑区荏田東二丁目25番１号

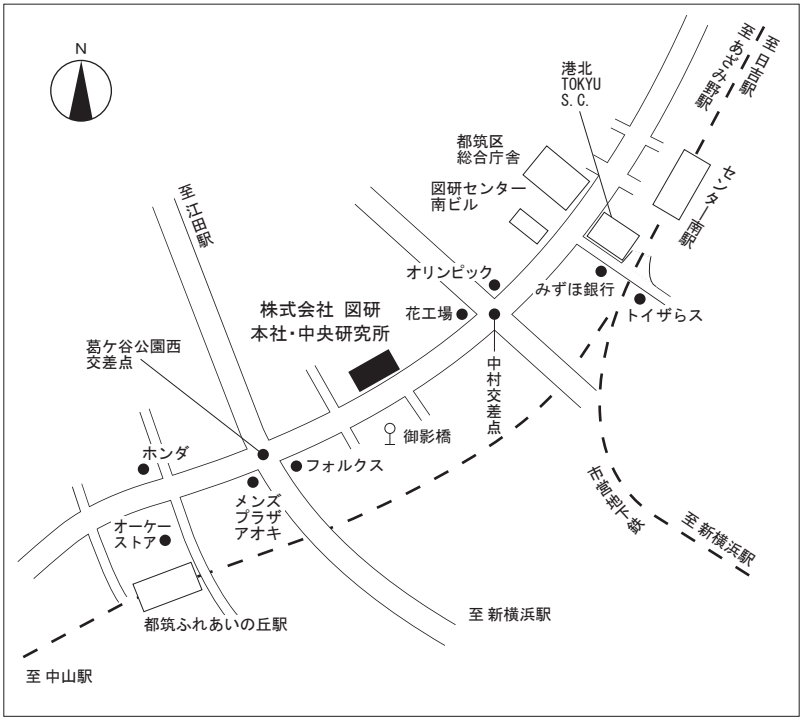


・横浜市営地下鉄　センター南駅下車　　徒歩15分

・横浜市営地下鉄　センター南駅下車　　市営バス　御影橋バス停前

・横浜市営地下鉄　都筑ふれあいの丘駅下車　徒歩10分

※　お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。